## 2023

## 危険物受託チェックリスト(非放射性物質) (NON-RADIOACTIVE SHIPMENT)

以下のページに掲載する推奨されるチェックリストは、発地において貨物を確認するためのものである。チェックリストのコピーは、以下より取得することができる。

ウェブサイト: http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/download.aspx

全項目がチェックされる前に、貨物を受託、あるいは拒否をしてはならない。

以下の情報が、各項目に関して正しいか?

## 危険物申告書 (SHIPPER'S DECLARATION FOR DANGEROUS GOODS (DGD))

| 航空   | 貨物運送状番号:   | 発地:  | 目的地:                      |       |     |
|------|--|--|---------------------------|-------|-----|
| (Air | Waybill No)  | (Origin)   | (Destination)             |       |     |
| 1.   | フォームに基づき提出されている  | 月の文言"(air certification statement)<br>らか。この質問には、危険物申告書のデ<br>ない)として示されて良い。(8.0.2.1、8.1. | を含んだIATA指定の<br>ータが電子的に提出さ | S NO* | N/A |
| 2.   |  | 荷受人の氏名と住所が記入されているか   |                           |       |     |
|      |  | 何支人の以右と圧別が記入されているが<br>ll number)が無いものは記入しなさい。  | _                         |       |     |
| 3.   |  |  |                           |       |     |
| 4.   | ページの番号が記入されているか。この質問には、危険物申告書のデータが電子的に提出される場合のみ "N/A" (適用されない) として示されて良い。(8.1.6.4) |  |                           |       |     |
| 5.   | 適用されない航空機の種類が消去  | されているか、または表示されていない   | か。 (8.1.2.5.2、8.1.6.5) [  |       |     |
| 6.   |  | らるいはそれらの都市名が省略されてい<br>: び8.1.6.7)  |                           |       |     |
| 7.   | "放射性物質(Radioactive)"の語   | 「句が消去されているか、または表示され <sup>、</sup>   | ていないか。(8.1.2.5.2、         |       |     |
| 識別   | (Identification)   |  |                           |       |     |
| 8.   | 国連番号またはID番号がUN/ID  | に続いて記入されているか。(8.1.6.9.1 ス  | テップ1) [                   |       |     |
| 9.   |  | たものについては、括弧内に技術名も  |                           |       |     |
| 10.  | 分類または区分番号が記入されて  | いるか。第1分類については隔離区分も   | 含む。(8.1.6.9.1 ステッ         |       |     |
| 11.  | 副次危険性が括弧をつけて、分類  | または区分の直後に記入されているか。   | (8.1.6.9.1 ステップ4)         |       |     |
| 12.  | 包装等級が記入されているか。(8   | 3.1.6.9.1 ステップ5)   |                           |       |     |
| 数量   | および包装物の種類(Quantity   | and Type of Packing)   |                           |       |     |
| 13.  | 包装物の個数および種類が記入さ  | れているか。(8.1.6.9.2 ステップ6)  |                           |       |     |
| 14.  |  | り正味または"G"がついた総量) およ  |                           |       |     |
| 15.  | 第1分類(火薬類)については、  | 正味量に加えて正味火薬量 (net explos (8.1.6.9.2 ステップ6)   | ive mass)が後に計量            |       |     |
| 16.  |  | 収納されている場合、以下につき確認す   |                           |       |     |
| 16.1 |  | <b>互反応しないか。</b>  |                           |       |     |
| 16.2 | -区分6.2を収納している国連容器  | 器の条件を満たしているか。(5.0.2.11(c))   |                           |       |     |
| 16.3 |  | 類)"が表示されているか。(8.1.6.9.2 ステ   |                           |       |     |
| 16.4 | - "Q" 値が限度を超えていないカ   | ゝ。 (5.0.2.11(g) および(h)、2.7.5.6、8.1.6.9.2   | ステップ6(g) ) □              |       |     |

|      |   | YES            | NO*    | N/A    |
|------|---|----------------|--------|--------|
| 17.  | オーバーパック   |                |        |        |
| 17.1 | - 収納物は表9.3.A に基づき、相互反応しないか。   |                |        |        |
| 17.2 | - "Overpack used"の表示がされているか。(8.1.6.9.2 ステップ7)   |                |        |        |
| 17.3 | - 複数のオーバーパック使用の場合、識別マークと合計量が記入されているか。<br>(8.1.6.9.2 ステップ7)  | . 🗆            |        |        |
| 包装   | 基準(Packing Instructions)  |                |        |        |
| 18.  | 包装基準番号が記入されているか。(8.1.6.9.3 ステップ8)   | . 🗆            |        |        |
| 19.  | Section IBに従ったリチウム電池について、包装基準に続いて"IB"が記入されているか。 (8.1.6.9.3ステップ8)  | . 🗆            |        |        |
| 承認   | (Authorizations)  |                |        |        |
| 20.  | 確認しうるすべての特別規定をチェックすること。A1、A2、A4、A5、A51、A81、A88、A99、A130、A176、A190、A191、A201、A202、A211、A212、A224、A225、A331の場合、特別規定の番号が記入されているか。(8.1.6.9.4 ステップ9) | . 🗆            |        |        |
| 21.  | 政府承認書が添付されているという表示があるか(英文のコピーも含む)。また、他項目につき<br>追加認可があるか。(8.1.6.9.4 ステップ9)   | . 🗆            |        |        |
| その1  | 他の取り扱い注意(Additional Handling Information)   |                |        |        |
| 22.  | 区分4.1の自己反応性物質および区分5.2の有機過酸化物、またはそのサンプル、呼吸保護装置 (PBE)、病毒を移しやすい物質および管理された物質、花火 (UN 0336および UN 0337) および粘性の引火性液体についてはその他の取り扱い注意が記入されているか。(8.1.6.11) | . 🗆            |        |        |
| 23.  | <b>署名者の氏名および日付</b> が記入されているか。また、荷送人の <b>署名</b> はあるか。(8.1.6.13、8.1.6.14<br>および8.1.6.15)  |                |        |        |
| 24.  | <b>修正</b> または変更については、荷送人の署名はあるか。(8.1.2.6)   | . 🗆            |        |        |
| 航空1  | 貨物運送状(AIR WAYBILL)-取り扱い注意(HANDLING INFORMATION)欄  |                |        |        |
| 25.  | "Dangerous Goods as per associated Shipper's Declaration" または "Dangerous Goods as per associated DGD" の文言が記入されているか。(8.2.1(a))                   |                |        |        |
| 26.  | 適用される場合、"Cargo Aircraft Only" または "CAO"の文言が記入されているか。(8.2.1(b))  |                |        |        |
| 27.  | 非危険物が含まれている場合には危険物の貨物の個数が記入されているか。(8.2.2)   |                |        |        |
| 包装   | 物およびオーバーパック(PACKAGE(S) AND OVERPACKS)   |                |        |        |
|      | 容器には損傷および漏れがないか。(9.1.3(i) )   |                |        |        |
|      | 容器は、包装基準に適合しているか。   |                |        |        |
|      | 搬入された個数および容器の型式およびオーバーパックは危険物申告書と一致しているか。(9.1.3)  |                |        |        |
| マー・  | ク(Marks)  |                |        |        |
| 31.  | 国連規格容器は、6.0.4 および 6.0.5 に従ったマーキングがされているか。   |                |        |        |
| 31.1 | - 国連シンボルおよび規格容器のコードはあるか。(6.0.4.2.1(a)、(b) )   |                |        |        |
| 31.2 | - X、Y または Z は、包装等級 / 包装基準要件に合致または超えているか。(6.0.4.2.1(c))  | . <sub>□</sub> |        |        |
| 31.3 | - 総重量は制限重量以内か。(固体、内装容器、または中型容器(特別規定 A179、6.0.4.2.1(d))  |                |        |        |
| 31.4 | を収納している場合)<br>- プラスチック製ドラム、ジェリカンおよび中型容器は使用許可期間内か。(5.0.2.15)   | . $\square$    |        |        |
| 31.5 | - 病毒を移しやすい物質のマークが表示されているか。(6.5.3.1) <sub></sub>   |                |        |        |
| 32.  | 国連番号またはID番号がUN/IDに続いて表示されているか。(7.1.4.1(a))  |                |        |        |
| 33.  | 正式輸送品目名(必要とされる場合は技術名を含めて)が表示されているか。(7.1.4.1(a))   |                |        |        |
| 34.  | 省略されることなく荷送人および荷受人の氏名と住所が表示されているか。(7.1.4.1(b))  |                |        |        |
| 35.  | 2つ以上の(ID 8000および第7分類を除く)あらゆる分類(classes)の包装物については、内容物が同一でなければ、正味量または "G" がついた総重量のいずれか該当する方が表示されているか。 $(7.1.4.1(c))$                              |                |        |        |
|      |   | . Ш            | $\Box$ | $\Box$ |

|          |   | _ | NO* | N/A |
|----------|---|---|-----|-----|
| 36.      | 固形二酸化炭素 (ドライアイス) の正味量が表示されているか。(7.1.4.1(d))   |   |     |     |
| 37.      | 区分6.2、病毒を移しやすい物質についてはその責任者の氏名および電話番号が表示されているか。(7.1.4.1(e))                                  |   |     |     |
| 38.      | 包装基準202の特別マーキングの要件を満たしているか。(7.1.4.1(f))   |   |     |     |
| 39.      | 少量危険物マーク。(7.1.4.2)  |   |     |     |
| 40.      | 環境有害物質マーク。(7.1.5.3)   |   |     |     |
| 41.      | Section IBのためのリチウム電池マーク。 (7.1.5.5)  |   |     |     |
| ラベ!      | リング(Labelling)  |   |     |     |
| 42.      | 主危険性ラベルは4.2のD欄に基づき適切に貼付されているか。(7.2.3.1、7.2.6)   |   |     |     |
| 43.      | 副次危険性ラベルは $4.2$ のD欄に基づき適切に貼付されているか。 $(7.2.3.1、7.2.6.2.3)$                                   |   |     |     |
| 44.      | "Cargo Aircraft Only" ラベルが貼付されているか。(7.2.4.2、7.2.6.3)  |   |     |     |
| 45.      | 適用される場合、"天地無用" ラベルが相対する2つの側面に貼付されているか。 $(7.2.4.4)$  |   |     |     |
| 46.      | 4.2のD欄に基づき適用される場合、"極低温液体 (Cryogenic Liquid)" ラベルが貼付されているか。(7.2.4.3)                         |   |     |     |
| 47.      | $4.2$ のD欄に基づき適用される場合、"熱源からの隔離" ラベルが貼付されているか。 $(7.2.4.5)_{$                                  |   |     |     |
| 48.      | 無関係なマークおよびラベルは除去あるいは消去されているか。(7.1.1、7.2.1)  |   |     |     |
| オーノ      | バーパック(For Overpacks)  |   |     |     |
| 49.      | 要求される容器使用マークおよび危険性ラベルおよび取り扱いラベルははっきりと視認できるか、またはオーバーパックの外装に再表示されているか。(7.1.7.1、7.1.7.2、7.2.7) |   |     |     |
| 50.      | オーバーパック内の包装物のマークおよびラベルが視認できない場合、"Overpack"の語句が<br>表示されているか。(7.1.7.1)                        |   |     |     |
| 51.      | 2個以上のオーバーパックが使用される場合、識別マークおよび危険物の合計量が表示されてい   |   |     |     |
|          | るか。(7.1.7.3)  | Ш | Ш   |     |
|          | (GENERAL)   |   |     |     |
| 52.      | 政府および運航者の例外規定に準拠しているか。(2.8)   |   |     |     |
| 53.      | 貨物機専用貨物については目的地空港まで貨物機が運航しているか。   |   |     |     |
| コメン      | /ト:   |   |     |     |
| to de de | <u> </u>  |   |     |     |
| 担当者      |   |   |     |     |
| 場所:      |   |   |     |     |
| 日付:      | 時間:時間:  |   |     |     |

<sup>\*</sup>もし、一つでも "NO" の欄にチェックがされている場合は、貨物を受託してはならない。また、チェック結果が全て記入された当リストの写しを荷送人に交付すること。